

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		完成検査前の製造所等の仮使用の承認
根拠法令等及び条項		消防法第 11 条第 5 項ただし書き
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市危険物の規制に関する規則第 6 条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市危険物の規制に関する規則</p> <p>第 6 条 法第 11 条第 5 項ただし書の規定により製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、仮使用承認申請書 2 部を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、仮使用承認申請書（別記様式第 7 号）に当該申請書のうち 1 部を添えて交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定による仮使用の承認を受け、仮使用を開始しようとする者は、承認を受けた見やすい個所に仮使用承認済みである旨の掲示板（別記様式第 8 号）を掲げなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認に係る部分が変更の工事に係る部分以外の部分であること。 ・当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が、変更の工事中においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分であるか否かを調査し、必要に応じて防火上の措置を講じるよう指導のうえ、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められていること。（「消防法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 46 年 7 月 27 日付け消防予第 105 号）） 	